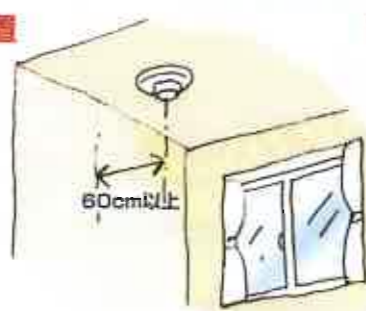


## 設置上の注意点(天井・壁面の取付位置)

### 〈天井の場合〉

#### ▼壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



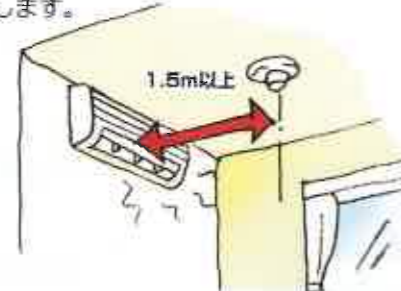
#### ▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



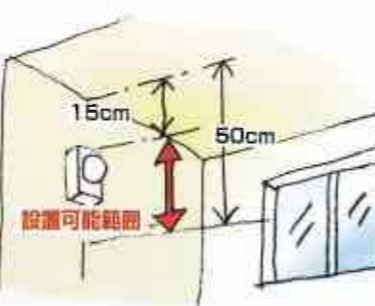
#### ▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m離します。



### 〈壁面の場合〉

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



## 気を付けよう!! 悪徳業者の被害に遭わないための7カ条!!

- ① 悪徳業者と感じたら「必要ありません」とキッパリ断る!
- ② ウマイ話には落とし穴「今購入すれば安くします」!
- ③ 本当に必要かどうかよく考えて(消防本部予防係等に問い合わせてください)!
- ④ 支払いできるかどうかよく考えて!
- ⑤ ちょっと待って!契約書にサインするときは、冷静に!
- ⑥ 契約書をよく読み、大切に保管(クーリング・オフや契約の取り消しが可能な場合があります)!
- ⑦ 表示マーク等がおかしいと思ったら、消防本部予防課へ問い合わせてください。

購入する際のマーク確認

日本消防検定協会鑑定マーク



住宅防火対策推進協議会・財団法人 日本消防設備安全センター

# 火事だーっ!

# 逃げだーっ!



## 設置しましたか!! 住宅用火災警報器

## 消防法及び島尻消防、清掃組合条例により、全ての住宅に住宅用火災報知器等の設置が義務付けられました。

新築住宅は、平成18年6月1日から設置義務になっております。  
既存住宅は、平成23年5月31日の期限を待たずに設置して下さい。

島尻消防、清掃組合消防本部

予防課 TEL948-3052 FAX948-7169



# 火災から大切な生命を守るために、 住宅用火災警報器等を設置しましょう。

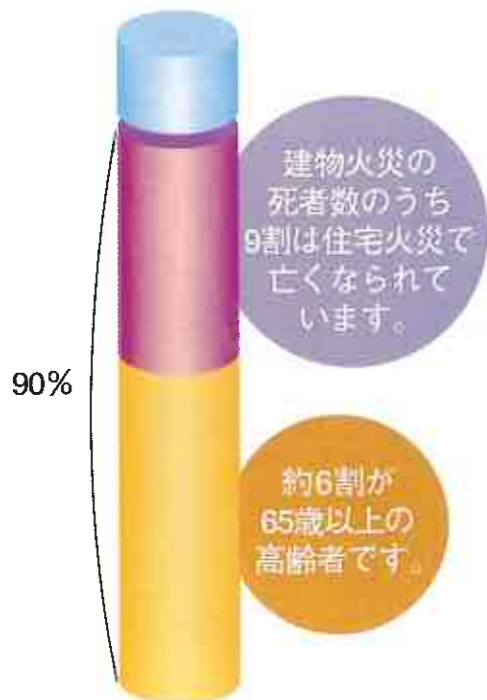
火災警報器はどうして  
設置するの？  
～法制度化とその背景～

◎どの住宅にも必ず火災警報器の設置が必要です。

これまで日本では、大規模な共同住宅など一部の住宅だけ設置が義務化されていました。ですからクラブ員のなかにも「もう部屋に火災警報器はついてます」という方もいるかもしれません。ですが、戸建住宅や小さなアパートでは、ほとんど取り付けられていないのが現状です。

2004年6月に消防法が変わり、市町村の条例で火災警報器の設置場所（少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要となります。）などが定められました。新築住宅は2006年6月1日から義務となり、既存の住宅についてもみなさんの住んでいる市町村条例にしたがって設置の義務付けられる時期が決まります。これからはどの家にも火災警報器の設置が必要です。

◎住宅火災による死者の発生状況は？



火災警報器は  
どこに取り付けるのがいいの？

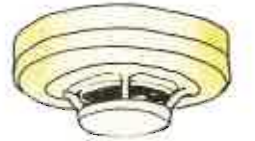
設置場所をチェック!!

1 寝室

就寝に使用する部屋の天井又は壁面に設置します。

どんな方式があるの？

天井取り付け式

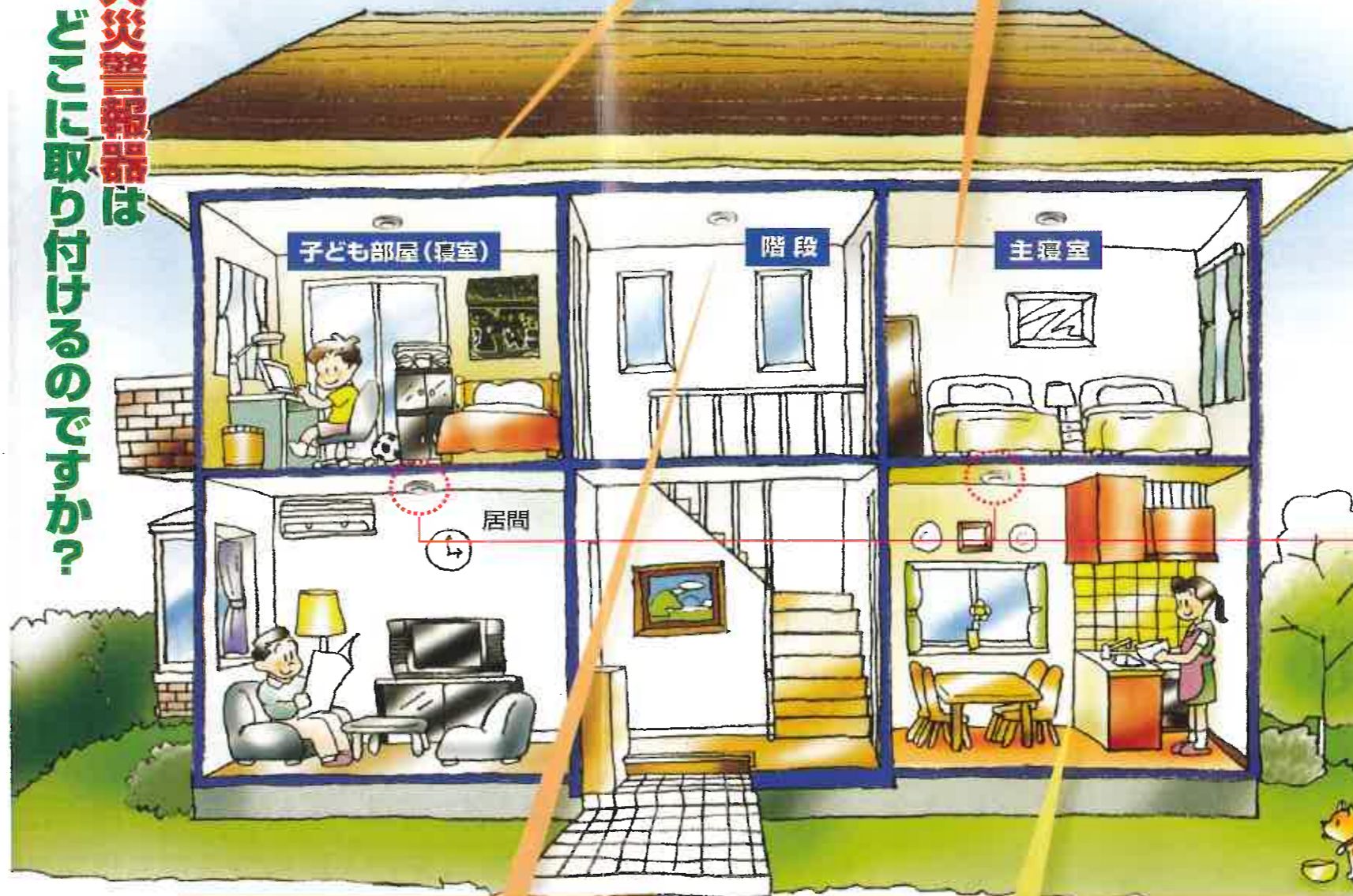


壁取り付け式



- 「電池を使うタイプ」と「家庭用電源（AC100V）を使うタイプ」があります。
- 「単独型」と「連動型」があります。

居間・台所にも熱式警報器を設置することが望ましい。



2 階段

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井又は壁面に設置します。（ただし、避難階（1階など容易に避難できる階）の階段は除く。）

台所

市町村の火災予防条例によっては台所に設置を義務づけている場合があります。お住まいの市町村の条例に従って設置して下さい。

正しく  
設置されて  
ますか？

